

理事会議事録

作成上の留意事項

監事の権限が会計に関する監査に限定されている場合には、理事長が監事に対して理事会の招集通知を発する義務や監事が理事会へ出席する義務は課されていない。しかし、実際に監事が理事会へ出席した場合には、理事会議事録への署名又は記名押印義務が課される。

通常理事会議事録については、署名のみで差し支えないが、代表理事の変更登記申請に伴い添付する理事会議事録については、下記の要領で行うこと。

- ① 出席理事の捺印する印鑑はすべて個人の実印(地方自治体に登録してある印鑑)を使用すること。
- ② 代表理事が重任又は再選による就任であって理事会議事録に、現に法務局に登録してある印鑑(理事長印)を出席理事として捺印した場合は、他の出席理事の捺印する印鑑は個人の認印でよい。

(代表理事等選任議事録様式)

第〇回 理事会議事録

〇〇協同組合

- 1 招集年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 開催日時及び場所
 - (1)開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日 午前(午後)〇時〇分
 - (2)開催場所 〇〇会議室
沖縄県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
- 3 理事数及び出席理事数
 - (1)理事数 〇人
 - (2)出席理事数 〇人
- 4 出席理事の氏名
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
- 5 出席監事の氏名
出席監事がいる場合 → 〇〇〇〇、〇〇〇〇
出席監事がない場合 → 出席監事はいない
- 6 出席組合員の氏名
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
- 7 議長の氏名
〇〇〇〇
- 8 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
該当者がいる場合 → 第〇号議案について〇〇〇〇
該当者がいない場合 → 該当する理事はいない
- 9 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

※業務監査権限組合の場合
監事が欠席の場合は理事と
同様代理出席なし

会計限定の場合

招集、意見を述べた人 傍聴人ではない

定刻に至り、〇〇〇〇は選ばれて議長席につき理事会開会を宣し、本組合の理事長、副理事長及び専務理事の選任を行う旨を述べ議事に入る。

第1号議案 理事長(定款第〇〇条の規定による代表理事)、副理事長及び専務理事選任について
議長は、総会で理事が選任されたので、本案を上程する旨説明し、出席理事による互選の結果下記の者が決定し、被選任者は、直ちに就任することを承諾した。

理事長 〇〇〇〇
副理事長 〇〇〇〇
専務理事 〇〇〇〇

以上ですべての議案の審議を終了し、午前(午後)〇時〇分に閉会した。

なお、本理事会は中協法施行規則第66条第3項2号(理事又は組合員による招集等)に該当せず、同項5号(理事会を招集請求した組合員の意見、理事の自己契約等の報告)の意見等はない。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇協同組合

- ・ 記名押印又は署名は新理事。
- ・ 監事が出席した場合は、監事も署名する。
- ・ 「4 出席理事の氏名」「5 出席監事の氏名」と合致させる。

議長理事 〇〇〇〇 印
出席理事 〇〇〇〇 印
" 〇〇〇〇 印
" 〇〇〇〇 印
" 〇〇〇〇 印

この謄本は、原本と相違ないことを証します。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇協同組合

代表理事 〇〇〇〇 印

※※ 原本証明 ※※

理事会議事録の原本をコピー
(謄本)したものの余白に原本証明
をすること。

理事会議事録が原本の場合
は、原本証明は不要。

議事録内の文言の「なお、本理事会は中協法施行規則第66条第3項2号(理事又は組合員による招集等)に該当せず、同項5号(理事会を招集請求した組合員の意見、理事の自己契約等の報告)の意見等はなかった。」の「中協法施行規則第66条第3項2号」の部分は、協業組合、商工組合の場合は、「中小企業団体の組織に関する法律施行規則第12条第3項2号」と、商店街振興組合(連合会)の場合は、「商店街振興組合法施行規則第10条第3項2号」と書き換える。